

条約に背を向け、アメリカの核軍拡方針を支持することは、唯一の戦争被爆国、憲法九条を持つ国の在り方に反する大問題です。絶対に見過ごせません。

変えるべきは憲法ではありません。沖縄の現実、核兵器など、安倍政権の下で広がっている憲法に反する現実こそ変えるべきです。憲法の理想こそ本当に実現するための真摯な努力が今政治に求められているということを強く申し上げまして、この場での発言といたします。

会長（柳本卓治君） 東徹君。

東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

昨年の通常国会ではこの憲法審査会、一度も開催されませんでした。今回は通常国会で早くも二月に開催されましたことを評価させていただきたいと思えます。ただ、今後とも間を空けることなくこの憲法審査会が開かれて、積極的に議論をされますことを望んでおりますので、要望させていただきます。

まず、自民党の方から、憲法改正の、参議院選挙の合区解消のことが話がありました。この件につきましては、我々といしましては、いきなり憲法改正でやるのはいかがなものかと、この件については反対せざるを得ないというふうに思っております。

そもそも、この参議院選挙の制度改革でありま

すけれども、平成二十六年四月に、当時自民党の幹事長でありました参議院制度協議会の座長の方から、二十二の府県を合区して十一選挙区にするという案が出されました。私はその案を見たときに、非常に斬新的なことを考えていただけなんだというふうに思っておりますが、我々としては道州制の導入というのを考えておりましたので、全国比例と、そしてまた全国を十一ブロックに分ける選挙制度でやるべきだという案を出させていただきました。もちろん、議員定数一割を削減してというふうな形での提案をさせていただきまして。

ですから、先ほどからも話がありましたように、そもそも選挙制度の改革でもってできるわけでありまして、憲法改正ではないというふうに思っております。憲法改正をする前に、東京一極集中をどうやったら是正できるのかとか、そしてまた人口がどんどんと減少していく都道府県、これをどうすればいいのかとか、そういったことを真剣に議論すべきでありまして、地方創生の効果というものが現れていない証拠でありますので、しっかりと施策でもってこのことを検討すべきであるというふうに思っております。

また、都道府県の在り方というものも検討しなくてはならないというふうに考えております。どんどんと人口減少に歯止めが掛からない、そ

うた都道府県、どうしていったらいいのかということもそもそも検討すべきではないのかというふうに考えています。我々としては、道州制を是非検討していくべきということで、憲法改正に当たっても統治機構の改革を入れさせていただいております。

そして、今の選挙制度の下で合区解消ということも当然できるわけでありまして、例えば全国比例の定数を削減して、その分を都道府県の方に回すということもできるかと思えます。そういったことを是非検討すべきでありまして、いきなり憲法改正ではないというふうに思っております。

先ほど浅田幹事の方からも話がありました。我々の憲法改正案、教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所の設置、このことを是非議論していただきますようお願い申し上げます。私からの意見とさせていただきます。

ありがとうございます。

会長（柳本卓治君） 中西哲君。

中西哲君 自民党の中西哲です。

私は、憲法九条改正について意見表明をさせていただきます。

昭和二十一年六月の衆議院本会議において、共産党の野坂参三議員の、侵略戦争は正しくないが自国を守るための戦争は正しい、憲法草案の戦争一般放棄という形ではなく侵略戦争の放棄とすべ

きであるとの質問に対して、吉田茂首相は、戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定していないが、第九条第二項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであると答弁いたしました。その当時の吉田茂首相は、日本の安全は将来の国連に守ってもらおうという考え方があったと思われれます。

しかし、昭和二十五年六月の朝鮮戦争勃発により、国連が機能しないことが証明されたのであります。朝鮮戦争勃発後、GHQは日本に対し、昭和二十五年八月、政令で警察予備隊を創設、その後、保安隊を経て、昭和二十九年七月、自衛隊設立となるわけです。

政府は、昭和二十九年十二月の衆議院予算委員会において大村防衛庁長官が、自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは何ら憲法に違反するものではないと答弁し、この考え方が現在の政府まで引き継がれております。

また、最高裁は、昭和三十四年十二月の砂川事件判決において、憲法第九条第二項に関し、次のように判示しております。

我が国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、我が憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないので

ある。我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとる得ることは、国家固有の権能として当然のことと言わなければならない。

自衛隊は、盾と矛に例えられるように、長い間、米軍との間で役割分担を行ってきました。しかし、日本を取り巻く状況は大きく変わってきております。

一九九一年十二月にソ連が崩壊し、軍事大国は米国のみの時代が続きました。一九九六年、米国は、世界に展開していた米軍基地を縮小するトランスフォーメーション戦略を打ち出しました。米国は、軍事的一強が続く中で、財政難から軍事費の削減をせざるを得なくなり、二〇一二年、米国議会は軍事費約五十兆円の一割削減を決め、実施いたしました。

この軍事費削減は翌年から元に戻ったのですが、二〇一三年九月、オバマ大統領は、シリア情勢の緊張に当たり、米国は世界の警察官ではないと発言しましたが、その背景にはこの軍事費削減があったのではないのでしょうか。このオバマ発言の半年後にロシアはウクライナに軍事侵攻し、クリミア半島を侵略し、また、中国はこの時期から南シナ海で七つの岩礁を埋め立て、現在では三つの岩礁で滑走路を造り軍事基地化しております。

二〇一五年四月二十七日、日米防衛協力の指針

いわゆる新日米ガイドラインが合意されました。このガイドラインには、日本に対する武力攻撃が発生した場合として次のように書かれております。日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するために直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防衛作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する。

ここには、日本が攻撃を受けたとき自衛隊が主体的に行動すると書かれており、そのための防衛力が必要とされます。

北朝鮮は、ここ数年、核実験、ミサイル発射実験を繰り返し実施し、その能力は急速に進化しております。また、中国は、東シナ海、南シナ海において急速に軍事力を強化しております。これらの海域は日本の貿易にとって大きな影響を持っており、同海域を航行する日本の船舶による輸送量は日本の総貿易量の五四%というデータもあります。

自衛隊は、警察予備隊として誕生して以来、行政機関の一部門と位置付けられており、他国の軍隊のように行政機関外の組織と位置付けられておりません。そのために、自衛隊の行動基準、軍法

会議等、我が国を守るために十分な法整備が必要であり、憲法を改正して自衛隊を国軍と位置付けた上で防衛力整備を進める必要があると考えております。

以上。

会長（柳本卓治君） 宮沢由佳さん。

宮沢由佳君 民進党・新緑風会の宮沢由佳です。安倍総理は衆議院予算委員会で、命を賭して任務を遂行している者の正当性を明確化することは、我が国の安全の根幹に関わる、改憲の十分な理由になると述べ、また、同じ質疑の中で、自衛隊が合憲であることは明確な一貫した政府の立場だ、国民投票でたとえ否定されても変わらないと述べています。余りにも御都合主義な認識です。

総理が言うように、自衛隊を憲法に明記することが我が国の安全の根幹に関わることであるならば、国民投票によって否決されれば、我が国の安全の根幹に関わるものが否決されることになりません。それにもかかわらず、総理は、自衛隊合憲の立場は国民投票の結果に影響されないとしています。国民投票の結果を無視するということです。国民投票をやってもやらなくても結果が変わらないとするならば、約八百五十億円と見込まれる国民投票をやる意味がありません。

自民党の委員にお聞きしたいと思います。自衛隊明記の国民投票が否決された場合、自民党は自

衛隊員に対して、自衛隊明記の国民投票は否決されたが命を賭して任務を遂行してくれと言つのでしょうか。

以上です。

会長（柳本卓治君） 北村経夫君。

北村経夫君 ありがとうございます。

私は、先ほどから数人の委員から出ておりました、平和安全法制は憲法違反であるとの議論について考えを申し述べたいと思います。

民進党や立憲民主党は、自衛隊は合憲であり、日米同盟を深化することに反対をしないという立場のようであります。しかし一方で、平和安全法制が容認した集団的自衛権の限定行使は憲法違反であるとして、平和安全法制に反対しておられます。平和安全法制全てに反対する場合もあれば、違憲の場合は取り除くよう主張されたこともあります。

私は、憲法論に入る前に、日本が集団的自衛権の限定行使を禁じてしまったら何が起ころうかを考えてみたいと思います。

同盟国であるアメリカの政府と軍人と国民は、日本が平和安全法制の制定で、日本と米軍、自衛隊と米軍が守り合う関係になったことを高く評価しております。これが、北朝鮮核危機が生じている今、どれほど日米関係を強固にし、日米同盟を強化して同盟の抑止力を高めたか、計り知れない

ものがあります。

それを今、日本が平和安全法制は違憲でしたと方針転換をしたらどうなるか。日本はアメリカ、米軍を守りませんが、でも日本のことは命懸けで守ってくださいと言ったら、それは米国に通用するではありませんか。日米同盟はその瞬間に政治的実体を失つに違いありません。アメリカ国民の日本国民に対する連帯感も消えつせるでしょう。それで北朝鮮や中国の脅威に日本は対応できませんでしょうか。一たび固いきずなで結ばれた相手を冷たく振り払えば、とても元の関係には戻りません。これが国際社会の冷徹な現実であろうと思います。

ゆえに、国の最高法規である憲法や、国と国民の生存に関わる安全保障関連の法制については、現実世界と向き合って読み解いていく必要があります。東西冷戦時代の米ソ関係の下、当時の日本が置かれていた安全保障関係の下で辛うじて成立したにすぎない過去の、今の時代には適合しない訓詁学的な憲法解釈、法解釈は百害あって一利なしだと考えます。

国民の命、国の独立と繁栄に責任を持つことが責任政党の取るべき態度だと考えます。その上で申し上げたいことは、平和安全法制について集団的自衛権の限定行使を容認したのは、自衛隊について示された唯一の最高裁判決であります砂川事